

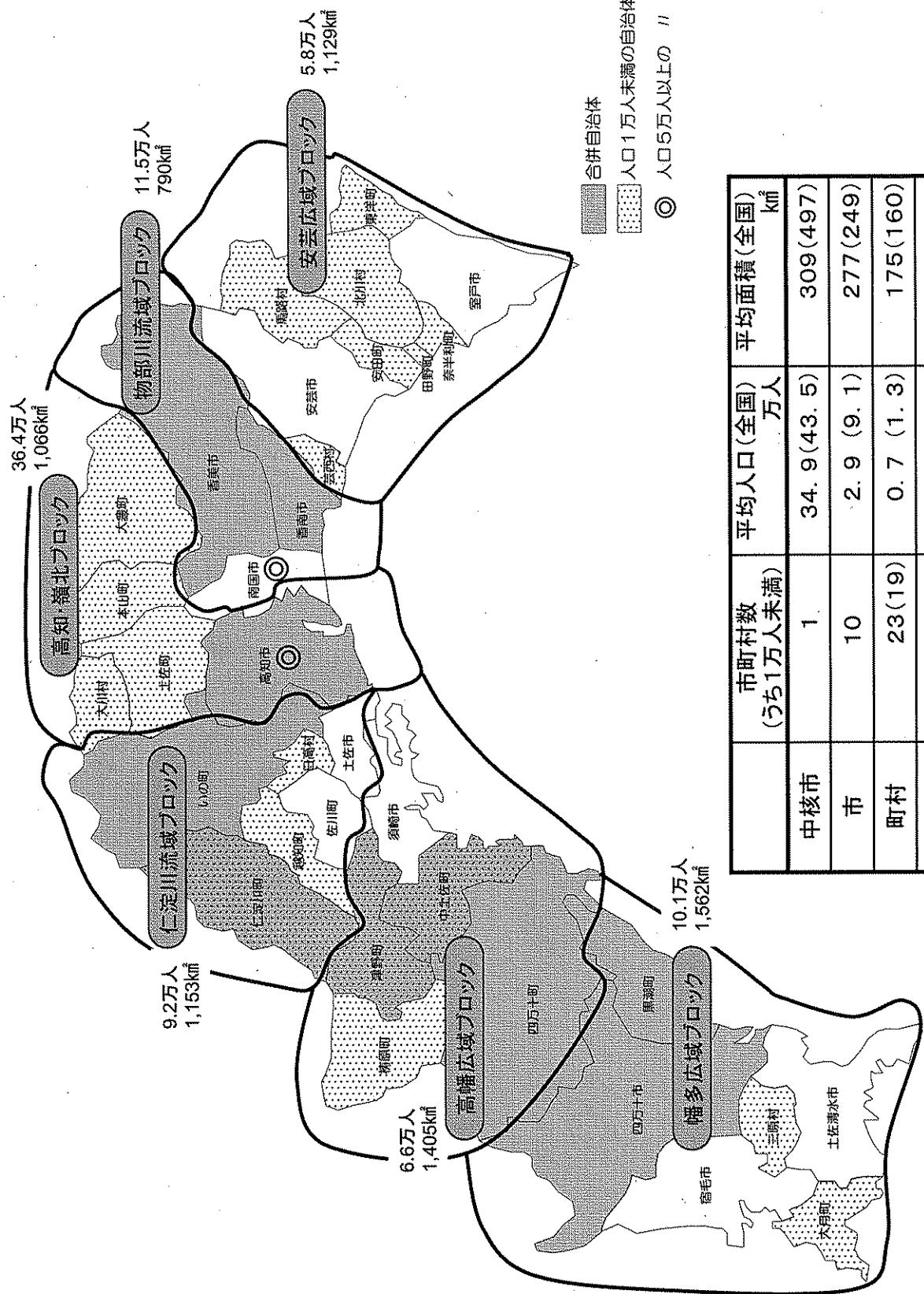
資料1

都道府県から市町村への権限移譲について

- | | |
|------------------------------|--------------|
| I 市町村の状況 | P. 1 |
| II 市町村への権限移譲（条例による事務処理の特例制度） | P. 3 |
| III 本県の権限移譲の状況 | P. 4 |
| IV 全国の
V 国の分権改革の動向 | P.10
P.13 |

H21.11.17
分権広域行政課

高知県の市町村の状況



	市町村数 (うち1万人未満)	平均人口(全国) 万人	平均面積(全国) km ²
中核市	1	34.9(43.5)	309(497)
市	10	2.9(9.1)	277(249)
町村	23(19)	0.7(1.3)	175(160)
計	34(19)	2.3(6.6)	209(207)
県計		79.6	7,105

市町村合併の進展状況

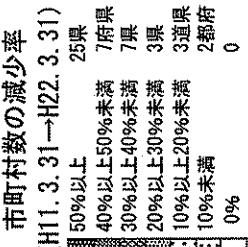
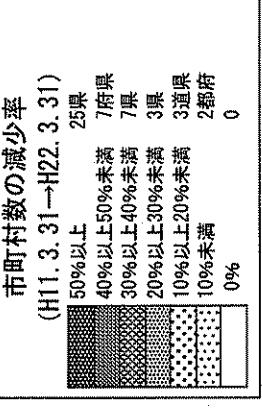
平成11年3月31日
3232

平成22年3月31日
1753

	市町村数	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31
	人口1万人未満	9,895	3,466	3,232	1,753
	平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	68,042
	平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	211.2

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下	581 (1,991)	1,410
H11.4.1~	49→20 (59.2%)	56→20 (64.3%)
現行法下	44 (113)	69
計	625 (2,104)	1,479

- 進捗状況は地域ごとに差異
- 人口1万人未満の市町村も465存在
- 市町村合併は相当程度進展
- 現行合併特例法に基づく
更なる合併着実支援



Ⅱ 市町村への権限移譲（条例による事務処理の特例制度）

— 地方分権改革推進委員会資料より —

条例による事務処理の特例制度

○地域の主体的な判断（市町村との協議）に基づき、各市町村の規模・能力など、それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とするため、平成12年4月の地方分権一括法により制度化

【地方自治法第252条の17の2】 (条例による事務処理の特例)

- 1 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。
この場合には、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。
前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 2

— 制度の趣旨 —

○住民の利便性の向上

○住民の意向の的確な反映

○地域の活性化
といった観点から、住民に身近な行政を、できる限り、住民に身近な地方自治体である市町村が行うことができるようになるもの。

III 本県の権限移譲の状況

これまでの県の取り組み

- 平成12年度の事務処理特例制度の創設以降、旧事務委任規則で委任していった事務などを中心に41法令の事務を移譲
- 平成17年2月に「市町村への権限移譲計画」を策定

- * 計画に基づき、
 - ・住民に身近なサービスにより地域づくりにつながる事務
 - ・地域の実情に即した地域づくりにつながる事務
 - ・住民の満足度をより高めていくこと
 - など、住民の満足度をより高めること
- 市町村に提示
- * 市町村の申し出を基本に権限移譲を推進

— 権限移譲計画の概要 —

計画の「移譲候補事務」		
分野	法令数	事務の内容（主なもの）
1 福祉	7	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳の交付等・保育所の設置認可等
2 簿生	13	<ul style="list-style-type: none">・専用水道布設工事の確認等・動物取扱業の登録等
3 環境	10	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物処理業の許可等・浄化槽設置届出等
4 まちづくり	22	<ul style="list-style-type: none">・開発行為(都市計画)の許可等・優良宅地の認定等・土地区画整理区域内の建築許可等・農地転用許可等
5 農業	3	<ul style="list-style-type: none">・土地改良事業の施行認可等
6 渔業	4	<ul style="list-style-type: none">・管理漁港内の公有水面埋立免許等
7 保安	4	<ul style="list-style-type: none">・火薬類の販売営業許可等
8 その他	3	<ul style="list-style-type: none">・一般旅券の交付事務等
計	66	112事務

法令数	うち移譲が実現したもの
1	<ul style="list-style-type: none">・未熟児訪問指導
2	<ul style="list-style-type: none">・専用水道布設工事の確認等・動物取扱業の登録等
1	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽設置届出等
4	<ul style="list-style-type: none">・町字の区域新設等の届出等・墓地、納骨堂、火葬場経営の許可等・県立自然公園区域内の制限行為許可等・農地転用許可等
8	—



21年4月1日現在の移譲法令総数は、47法令518事務

一 計画策定後の権限移譲の状況（18年度以降）

- ・浄化槽の設置の届出受理等 「安芸市、宿毛市、土佐町」 ・専用水道の敷設工事の確認等 「宿毛市」
- ・県立自然公園区域内における制限行為の許可等 「宿毛市」
- ・墓地、納骨堂、火葬場経営の許可等 「安芸市、宿毛市、土佐清水市、安田町」
- ・町、字の区域等の新設等の届出受理及び告示 「安田町、本山町、土佐町」
- ・農地等の権利移動の許可等 「安田町、本山町、大豊町、佐川町、椿原町、土佐町、越知町」
- ・農地転用の許可等 「椿原町、佐川町」
- ・未熟児の訪問指導に関する事務 「中芸広域連合」

一 全ての市町村に移譲している主な事務

- ・特定施設の設置の届出の受理等
- ・母子寡婦福祉資金の貸付申請書の受理等
- ・消費生用品安全法に基づく報告の徴収
- ・奨学金貸与申請書の受理等
- ・家庭用品販売業者への指示等
- ・鳥獣の捕獲許可

一 市町村への支援策

- (1)財源措置
市町村等事務処理交付金 （1件の事務処理に必要な人件費や旅費等の経費に、処理件数を乗じることを基本に算定）
- (2)人的支援措置
市町村から申し出があつた場合は、事務事業の量などを勘案して、県職員の派遣などに努める
- (3)その他の支援
事務事業に関する引き継ぎ、情報提供、助言等

高知県における事務処理特例条例一覧表（平成21年4月1日現在）

番号	条 例 名	事 務 の 内 容	移譲の相手方
1	高知県ひとにやさしいまちづくり条例	公共的施設の適合証の交付の請求の受理等	高知市
2	高知県化製場等に関する法律施行条例	死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可に関する事務等	全市町村
3	ふぐ取扱い条例	危害を除去するための処置の命令又は業務の停止等	高知市
4	(動物の)愛護及び管理に関する法律 高知県動物の愛護及び管理に関する条例	動物の死体の収容に関する事務 動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可、特定動物の逸走の通報の受理等(県条例に基づくもの)等	各市町村(高知市を除く。)
5	高知県公害防止条例	特定施設の設置の届出の受理等(騒音に関するものに限る。) 特定施設の設置の届出の受理等	各市町村(高知市を除く。)
6	高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例	奨学生貸与申請書の受理等	全市町村
7	高知県通学支援奨学金の貸与に関する条例	奨学生貸与申請書の受理等	全市町村
8	高知県の事務処理の特例に関する条例		高知市
	(1) 医師法等に基づく事務	法及び政令の規定により知事に提出すべき書類の受理等	高知市
	(2) 茶科医師法等に基づく事務	法及び政令の規定により知事に提出すべき書類の受理等	高知市
	(3) 保健師助産師看護師法等に基づく事務	法及び政令等の規定により知事に提出すべき書類(政令第12条、第13条、第14条、第17条、第19条及び省令第27条に規定する書類を除く。)の受理等	高知市
	(4) 歯科衛生士法等に基づく事務	知事に対して行うべき業務に從事する歯科衛生士の氏名等の届出の受理等	高知市
	(5) 医療法等に基づく事務	病院の休止、廃止又は再開の届出の受理等	高知市
	(6) 死体解剖保存法等に基づく事務	法及び政令の規定により知事に提出すべき書類の受理等	高知市

番号	条例名	事務の内容	移譲の相手方
	(7) 診療放射線技師法等に基づく事務	放射線の照射録の提出の求め及び検査等	高知市
	(8) 歯科技工士法等に基づく事務	法及び政令の規定により知事に提出すべき書類(政令第10条から第12条まで及び第16条に規定する書類を除く。)の受理等	高知市
	(9) 臨床検査技師等に関する法律等に基づく事務	法及び政令の規定により知事に提出すべき書類(政令第11条から第13条まで及び第16条に規定する書類を除く。)の受理等	高知市
	(10) 理学療法士及び作業療法士法等に基づく事務	法及び政令の規定により知事に提出すべき書類(政令第10条から第12条まで及び第16条に規定する書類を除く。)の受理等	高知市
	(11) 視能訓練士法等に基づく事務	法及び政令の規定により知事に提出すべき書類(政令第11条から第13条まで及び第16条に規定する書類を除く。)の受理等	高知市
	(12) 栄養士法等に基づく事務	栄養士の免許の申請書の受理等	高知市
	(13) 調理師法等に基づく事務	調理師の氏名等の届出の受理等	各市町村(高知市を除く。)
	(14) 母子及び寡婦福祉法等に基づく事務	貸与申請書の受理等	高知市
	(15) 薬剤師法等に基づく事務	知事に対して行うべき薬剤師の氏名等の届出の受理	高知市
	(16) 製菓衛生師法等に基づく事務	知事が交付すべき免許証の交付等	高知市
	(17) 自然公園法に基づく事務	法の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付等	ア:5市町 イ:24市町村 計29市町村 (重複3)
	(18) 家庭用品品質表示法等に基づく事務	販売業者に対する指示等	全市町村
	(19) 消費生活用製品安全法等に基づく事務	報告の徵収等	全市町村
	(20) 鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律等に基づく事務	鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等の許可のうち、別に規則で定める鳥類の卵及び捕獲等又は採取等の目的に係る許可等	全市町村
	(21) 租税特別措置法に基づく事務	優良宅地の認定に関する規則に基づく事務のうち、別に規則で定める届出書類の受理等	全市町村
	(22) 地方自治法に基づく事務	新たに生じた土地の確認の届出の受理等 町、字の区域に関する届出の受理等	本山町、土佐町 安田町、本山町、土佐町

番号	条例名	事務の内容	移譲の相手方
	(23) 水道法に基づく事務	専用水道の布設工事の確認等	宿毛市
	(24) 農地法に基づく事務	農地等の権利移動の許可等(農地法第3条関連) 農地転用の許可等(農地法第4条関連)	安田町、本山町、大豊町、越知町、精原町
	(25) 凈化槽法に基づく事務	浄化槽の設置の届出の受理等	佐川町、精原町
	(26) 母子保健法	未熟児等の訪問指導等	安芸市、宿毛市、土佐町
9	高知県理容師法施行条例	出張美容ができる場合の特別の理由の認定等	高知市
10	高知県美容師法施行条例	出張美容ができる場合の特別の理由の認定等	高知市
11	高知県クリーニング業法施行条例	クリーニング師試験及びクリーニング師の免許に係る書類の受理等	高知市
12	高知県都市計画法施行条例	知事に提出すべき書類の受理等	各市町村(高知市を除く。)
13	高知県公衆浴場法施行条例	公衆衛生上必要であると認めるととき又は支障がないと認めるとときの公衆浴場の配置の基準の特例等	高知市
14	高知県興行場法施行条例	特殊な理由がある場合の第4条又は第7条に定める基準の一部緩和又は不適用	高知市
15	高知県立自然公園条例	条例の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付	23市町村
16	高知県建築基準法施行条例	普通地域内における行為の届出の受理等	宿毛市
17	高知県港湾施設管理条例	建築主事に提出すべき計画(確認済証の交付を受けた建築物等の計画の変更を除く。)の通知書の受理等	都市計画区域を有する市町村(高知市を除く。)
18	高知県文化財保護条例	行為の規制等 教育委員会に提出すべき書類等の受理等	6市町 全市町村

番号	条例名	事務の内容	移譲の相手方
19	高知県旅館業法施行条例	浴槽水の消毒の特例等	高知市
20	高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例	知事に納付すべき発行手数料の徵収及び発行手数料の指定認証機関への納付	全市町村
21	高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例	墓地の経営許可等(個人墓地のみ)	安芸市、宿毛市、土佐清水市、安田町
22	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	回廊地区内等における行為の許可申請書等の受理等	四十市
		回廊地区内等における行為の許可等	中土佐町、椿原町、津野町、四十町

◆ 8-(17)「自然公園法に関する事務」の移譲の相手方

ア 法の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付(イに掲げるものを除く。)

室戸市、香美市、東洋町、いの町、仁淀川町

イ 法66条第2項の規定によりその例によることとされる法第56条第1項及び第3項の規定により知事に提出すべき書類の受理及び知事が交付すべき書類の交付

高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、香南市、香美市、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、芸西村、本山村、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、越知町、越知町、仁淀川町、津野町、津野町、四十町、黒潮町

◆ 15「高知県立自然公園条例」の移譲の相手方

高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、香南市、香美市、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、芸西村、本山村、大豊町、土佐町、いの町、越知町、佐川町、中土佐町、四十町、黒潮町

◆ 16「高知県建築基準法施行条例」の移譲の相手方

高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、香南市、香美市、奈半利町、東洋町、本山村、土佐清水市、四十市

室戸市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、黒潮町

IV 全国の権限移譲の状況

◆全国的に移譲が進んでいる法律

— 21.4.1現在 地方行財政調査会資料より —

移譲実績のある 都道府県数	本県の計画上 の位置付け	本県の状況 (○:移譲実績あり)
47	○	○ (高知市以外の全市町村)
46	○	○ (全市町村)
44	○	×
44	○	○ (安芸市・宿毛市・土佐清水市・安田町)
42	×	×
42	○	×
40	○	○ (安田町・本山町・土佐町)
38	×	×
38	○	○ (安田・本山・大豊・土佐・川越・知・幡原・各町)
37	○	○ (全市町村)
33	○	×
32	○	×
31	○	×

◆住民等から評価された主な移譲事例

(地方分権改革推進委員会資料より抜粋)

都市計画法【開発行為の許可】

- 市町村のまちづくりの方針に沿って、独自に判断できるようになった。
- 市民からの周辺の開発についての問い合わせや要望に対し、開発許可申請をもとに現地調査事務を行うことによつて、確かな情報に基づいた適切な対応をすることが可能となった。

屋外広告物法【違反屋外広告物の簡易除却】

- 市民がブランドマイアに簡易除却を委託し、実際に除却活動に参加してもらうことにより、屋外広告物に対する住民の意識が高まつた市町村も。
- 違反広告物の除去は都道府県土木事務所の実施が必要であったが、苦情が入ると直ちに現場へ出向き、経過観察後に除却するなど、迅速に対応できるようになった。

農地法【権利移動・転用・貸借解約の許可】

- 住民や地域の実態をより踏まえた適切な事務執行が行えるようになることで、地域の特色を生かしたまちづくりの推進ができるようになった。
- 農業委員会の権限強化につながり、地域の実情が反映された審議が可能となった。

母子保健法【低体重児出生の届出・未熟児訪問指導・未熟児養育医療の給付】

- 市町村が実施している母子保健業務（母子手帳・定期健診・訪問指導等）と一体的・継続的に実施されることにより、住民にとっても、総合的なサービス提供が可能となった。
- 新生児情報の把握が円滑になり、母子保健サービスを一貫して行えるなど、福祉事業の充実が図られた。

高圧ガス保安法・火薬取締法【高圧ガス製造販賣所の許可等・火薬類の消費の許可】

- 市町村（消防）が処理することで、事故防止や事故発生時の対応について具体的指導ができるようになった。
- また、煙化業者や祭り主催者等の安全意識の向上が図られた。
- 申請・事前協議等がスマーズに行えるようになり、時間短縮も図られ住民の利便性が向上した。

◆先進県の取り組み事例

— 各県HPより抜粋 —

【広島県】 — H20.4.1現在 移譲済み法律数 105法律 —
○道州制を視野に「分権改革推進計画」の中に、権限移譲を位置づけて推進
・基礎自治体に身近な行政を総合的に担う自己完結型自治体へと転換することを目指す
・基礎自治体の規模による差を設けることなく大幅な事務・権限の移譲を行う

【静岡県】 — H20.4.1現在 移譲済み法律数 115法律 —
○平成10年度から全国に先駆けて権限移譲計画を策定
○移譲の受け皿となる政令指定都市の誕生（H17静岡市・H19浜松市）を機に権限移譲を推進
・H16-18の3年間で131法令1,303事務を権限移譲（うち政令市への移譲は73法令780事務）

【島根県】 — H20.4.1現在 移譲済み法律数 32法律 —
○平成21年4月から、県内全市町村に福祉事務所設置を実現
・生活保護、母子保育、児童扶養手当支給、母子及び寡婦に関する相談、特別障害者手当支給など
の事務をパッケージ化し、12町1村に移譲

V 国の分権改革の動向

◆基礎自治体に関する分権改革の動き (地方分権改革推進委員会勧告より抜粋)

市町村への権限移譲

(2015.28 第1次勧告)

○県から「市」への権限移譲 (2015.28 第1次勧告)

【主な移譲事務】

- ・宅地開発や商業施設などの開発行為の許可
- ・特別養護老人ホームや保育所など、社会福祉施設の設置認可や指導監督
- ・2ha以下の農地の転用許可や権利移動の許可
- ・うち県から「町村」への権限移譲 3法令 28事務

【主な移譲事務】

- ・高圧力水の製造販売の許可や、火薬類の製造・消費の許可
- ・町又は字の区域を新設する場合の届け出の受理、告示

法令による義務付け等の見直し (2011.10.7 第3次勧告)

○施設・公物等の設置管理基準や、協議・同意・許認可等の開与、計画の義務付け等について見直し 【見直し対象の例】

- ・保育所の施設基準 <調理室を必ず設置、屋外遊戯場面積は最低でも1人あたり3.3m²など>
- ・県(市町村)都市計画決定時の、大臣(知事)の同意を要する協議 <同意を要しない協議に>
- ・市町村の「中心市街地活性化基本計画」作成義務 <一部を除き、廃止又はできる規定化等>

- ◆ このうち、「法令による義務付け等の見直し」の一部は、年末に政府の地方分権改革推進計画に盛り込まれる予定
(なお、現時点では不透明)

- ◆ 今後、国の動きを注視しながら、積極的に権限移譲に取り組んでいく

地方分権改革推進委員会 第1次勧告(H20.5.28)（抜粋）

第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進

ア 基礎自治体への権限移譲の考え方

分権型社会においては、基礎自治体が中心的な役割を担うべきものである。また、「平成の大合併」と言われる市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいる。

平成12年施行の地方分権一括法¹によって、地方自治法²に、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度（地方自治法第252条の17の2等）（以下「条例による事務処理特例制度」という。）が創設され、これにより移譲されている事務は相当数に及んでいる（別紙1の参考を参照）。これは正に、現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している以上に、基礎自治体の事務処理能力が向上していることを示している。

こうしたことから、基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという基本原則の下で、改めて都道府県と市町村の事務配分について行政分野横断的な見直しを行う必要がある。

この場合において、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、一部の基礎自治体において体制整備を進めたとしてもなお自ら担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合があることが想定される。こうした事情を危惧して現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えるべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきである。

イ 基礎自治体への権限移譲の方針と権限移譲を行うべき事務

このような基本認識に立って、当委員会は、「中間的な取りまとめ」の4(2)「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」において都道府県から市町村への権限移譲の方向が示されている事務、条例による事務処理特例制度を活用して各都道府県から市町村に移譲されている事務、及び全国市長会、指定都市市長会、全国知事会等からの提言等がある事務から、別紙1の事務を抽出した。これらの事務について、次に掲げる「基礎自治体への権限移譲の方針」に沿って、別紙1に示すとおり、都道府県から市町村への権限移譲及びこれに伴う国、都道府県の関与のあり方の見直しを行うことを勧告する。

また、以下の都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲に伴う必

¹ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）

² 地方自治法（昭和22年法律第67号）

要な財源措置を地方税、地方交付税等を通じて確実に講ずるとともに、移譲される権限にあわせた人的支援についても適切に対応することが不可欠である。

なお、当委員会の他の調査審議項目の勧告で示された方針によって国から地方自治体への権限移譲、制度の抜本的な見直し等が行われることとなった場合には、これに関連して、別紙1に抽出した事務以外についても、さらなる都道府県から市町村への権限移譲の検討が必要である。

中略

ウ 条例による事務処理特例制度の活用の促進

地域における事務は、基本的に基礎自治体である市町村が処理することが適当であるとの観点から、本勧告では、市町村合併の進展等により行政体制の整備が進んでいることを踏まえ、市に優先的に権限移譲を進めることとしている。
基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、本勧告において法令による権限移譲を求めていた事務以外のものについても、条例による事務処理特例制度を活用することにより、都道府県から市町村への積極的な権限移譲を進めることが期待される。

基礎自治体への権限移譲を行う事務 (64法律359事務)

【地方分権改革推進委員会「第一次勧告」

(分権広域行政課 作成)

1. まちづくり・土地利用規制分野(19法律114事務)

法令名	事務数	主な事務内容	現状の権限	移譲先	権限移譲計画
都市計画法	8	都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可 特許事業者が行う都市計画事業の認可	特	市	○
流通業務市街地の整備に関する法律	2	流通業務地区における施設建設等の許可	中	都市計画決定権者	
都市緑地法	8	緑地保全地域における行為の届出			
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	2	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可	特	市	
土地区画整理法	10	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可 土地区画整理組合の設立認可	特		
都市再開発法	3	市街地再開発促進区域内における建築の許可	特		
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	10	事業計画の認可	指定都市		
公有地の拡大の推進に関する法律	4	防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可	特	市	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	8	個人施行による防災街区整備事業の認可	指定都市		
被災市街地復興推進地域法	2	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	特		
住宅地区改良法	2	地区内における建築行為等の許可	特		
農業振興地域の整備に関する法律	2	農用地地区内における開発行為の許可 農用地地区内における開発行為についての監督処分	中	市	○
農地法	7	農地等の権利移動の許可		○	
マンションの建替えの円滑化等に関する法律	5	マンション建替組合設立の認可	特		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	3	特定路外駐車場の設置の届出の受理	特		
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	4	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	中		○
高齢者の居住の安定確保に関する法律	8	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定 高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る報告の徴収	中		○
宅地造成等規制法	6	宅地造成工事規制区域の指定	特		
駐車場法	6	路外駐車場の設置及び変更の届出の受理 路外駐車場の全部又は一部の公用の休廃止等の届出の受理	特		

基礎自治体への権限移譲を行う事務 (64法律359事務)

2. 福祉分野(8法律64事務) 【地方分権改革推進委員会「第一次勧告」】

(分権広域行政課 作成)

2. 福祉分野(8法律64事務)

法令名	事務数	主な事務内容	現状の権限	移譲先	権限移譲言明書
老人福祉法	12	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置認可・立入検査等 有料老人ホームの設置の届出受理	中	市	
児童福祉法	8	児童福祉施設の設置認可・立入検査等 認可外保育施設の事業開始の届出受理	中	市	○
社会福祉法	5	第一種社会福祉事業の許可	中		
	9	社会福祉法人の定款の認可 社会福祉法人に対する報告微収及び検査	中		
身体障害者福祉法	2	身体障害者手帳の交付	中	市	○
知的障害者福祉法	1	知的障害者相談員への委託による相談・指導等	中		
障害者自立支援法	2	育成医療費の支給の認定	中		
母子及び寡婦福祉法	2	母子福祉資金の貸付け	中		
介護保険法	16	指定居宅サービス事業者の指定・立入検査等 介護老人保健施設の開設の許可	中		
障害者自立支援法(再掲)	12	指定障害福祉サービス事業者の指定、取消し等	中	核市	

3. 医療・保健・衛生分野(11法律40事務)

法令名	事務数	主な事務内容	現状の権限	移譲先	権限移譲言明書
母子保健法	3	低体重児の届出、未熟児の訪問指導	保	市	○
薬事法	7	薬局の開設の許可 薬局開設者等に対する審査等の措置命令	保		○
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	3	結核指定医療機関の指定、取消し	中		○
水道法	6	専用水道の給水開始届出(法第13条第1項準用)	保		
毒物及び劇物取締法	6	業務上取扱者の届出の受理			
旅館業法	4	施設の構造設備の基準の設定(施行令第1条)(条例制定)		保健所	
理容師法	3	理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)			
美容師法	3	美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)			
クリーニング業法	1	クリーニング業を営む者が講ずべき措置(第6号)の基準(条例制定)			
興行場法	2	構造設備等の基準の設定(条例制定)			
公衆浴場法	2	公衆浴場の配置基準の設定(条例制定)			

基礎自治体への権限移譲を行う事務

(64法律359事務) 【地方分権改革推進委員会「第一次勧告」

(分権広域行政課 作成)

4. 公害規制分野(8法律57事務)

法令名	事務数	主な事務内容	現状の権限	移譲先	権限移譲計画
大気汚染防止法	20	ばい煙発生施設の設置の届出の受理 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	中	特例市	○
ダイオキシン類対策特別措置法	8	特定施設の設置の届出の受理 総量規制基準適用事業場に対する改善等の命令	中		○
環境基本法	1	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	特	市	○
騒音規制法	3	規制地域の指定 規制基準の設定	特	市	○
振動規制法	2	規制地域の指定 規制基準の設定	特	市	○
悪臭防止法	2	規制地域の指定 規制基準の設定	特	市	○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	5	公害防止統括者の選任・解任の届出の受理 特定事業者に対する、公害防止組織の職務実施状況の報告要求及び立入検査	個別対応	特例市	
浄化槽法	16	浄化槽の設置等の届出の受理 水質の定期検査についての指導及び助言	保	市	○

5. 教育分野(4法律7事務)

法令名	事務数	主な事務内容	現状の権限	移譲先	権限移譲計画
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	1	学級編制基準の決定		中核市	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	2	教職員定数の決定(条例制定) 教職員定数の決定(市町村別・種類ごと)			
市町村立学校職員給与負担法	1	市町村立学校職員の給与等の負担			
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(再掲)	1	県費負担教職員の任命権	指	中核市	
学校教育法	1	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可(第2号) (→届出制)	指	認可の審査 (→届出制)	
	1	市町村の設置する幼稚園の閉鎖命令		市	

基礎自治体への権限移譲を行う事務

(64法律359事務) 【地方分権改革推進委員会「第一次勧告」

(分権広域行政課 作成)

6. 生活・安全・産業振興分野(11法律63事務)

法令名	事務数	主な事務内容	現状の権限	移譲先	権限移譲計画
高圧ガス保安法	13	第一種製造者に係る製造の許可 第一種製造者に係る製造等の許可の取消し又は停止の命令 製造の許可(火工品等に限る) 火薬類の譲渡又は譲受の許可 火薬類の消費の許可		市町村	○
火薬類取締法	13	販売業者からの報告徴収 販売事業者への立入検査 販売業者からの報告徴収 販売事業者への立入検査 販売業者からの報告徴収 販売事業者への立入検査		市町村	○
消費生活用製品安全法	3	表示事項の表示等の指示 指示に従わない場合の業者(製造・販売・表示)の公表		市	○
電気用品安全法	3	表示事項の表示等の指示 指示に従わない場合の業者(製造・販売・表示)の公表		市	○
ガス事業法	3	表示事項の表示等の指示 指示に従わない場合の業者(製造・販売・表示)の公表		市	○
家庭用品品質表示法	5	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律		市	○
工場立地法	4	特定工場の新設の届出の受理 緑地面積率による地域準則の策定(条例制定)	指	○	
中小小売商業振興法	5	商店街整備計画の認定 商店街整備等支援計画の認定			
砂利採取法	6	砂利採取時ににおける採取計画の認可(本条に規定する河川管理者に係るものを除く、以下同じ)			
採石法	5	岩石採取計画の認可		○	

7. その他(3法律14事務)

法令名	事務数	主な事務内容	現状の権限	移譲先	権限移譲計画
特定非営利活動促進法	8	法人設立の認証 法人解散の認定		指定都市	
墓地、埋葬等に関する法律	4	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 施設の整備改善、使用制限若しくは禁止命令又は許可の取消し	中 市	○	
地方自治法	2	町又は字の区域の新設等の届出受理 町又は字の区域の新設等の告示		市町村	○